このガイドラインは、『孤立死ゼロ／虐待死ゼロのまち協力隊』の活動について、加盟協力団体による通報の指針とするものです。

**『孤立死ゼロ／虐待死ゼロのまち協力隊』**

**に係る通報ガイドライン**

**１　ガイドラインの目的**

**２　異常発見から安否確認までの流れ**

**３　通報の考え方**

　業務の中で異常を感じた場合に通報してください。

　上記のほか、家の中で人が倒れていることが明らかであるなど、特に緊急を要する場合は、声掛けなど必要な措置とともに、市及び消防署、警察署への通報をお願いします。

**４　異常が考えられるケース**

**５　通報窓口**

　　　多治見市役所　福祉部　高齢福祉課

　　　　電話：２２－１１１１　内線２２３２・２２３３（ダイヤルイン　２３－５８２１）

消防署：　　電話１１９

警察署：　　電話２２－０１１０

**６　通報者への配慮**

・　市は、通報者に関する情報（通報した者の氏名、事業所、連絡先など）については、『孤立死ゼロ／虐待死ゼロのまち協力隊』に関する事務のみに使用します。

* 市は、通報後の安否確認された世帯の状況について、必要に応じて通報者に報告するものとします（ただし、個人情報に関する情報は除きます）。
* 加盟協力団体は、通報に誤りがあった場合、または通報を行うことができなかった場合であっても、その世帯に生じた問題について、責任を問われないものとします。

**７　通報情報の活用**

* 市は、通報があった世帯に対して必要な福祉サービスを提供します。
* 市は、通報があった世帯を民生委員、地域包括支援センターなどによる訪問、見守り活動につなげます。

**『孤立死ゼロ／虐待死ゼロのまち協力隊』に係る通報ガイドライン**

多治見市福祉部高齢福祉課

〒５０７－８７８７　　多治見市音羽町１丁目７１番地の１　駅北庁舎

ＴＥＬ：０５７２－２２－１１１１　内線２２３２・２２３３（ダイヤルイン　２３－５８２１）